

春日井市低所得のひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰の影響により、子どもの成長に必要な資金を確保することが困難な低所得のひとり親世帯等の子どもの発達、自立に繋がる活動等を支援する目的で支給する低所得のひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金（以下「給付金」という。）の支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 給付金は、令和7年11月分の子ども福祉手当の受給資格を有する者（春日井市子ども福祉手当条例（平成20年春日井市条例第17号）第8条の規定により支給しないこととされている者及び同条例第9条第2項の規定により手当の額の全部を支給しないこととされている者を除く。以下「受給者」という。）に対し、支給するものとする。

(給付金の支給額)

第3条 給付金の支給額は、令和7年11月分の子ども福祉手当の対象となる児童（第6条において「対象児童」という。）1人につき、10,000円とする。

(受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第4条 市長は、受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。ただし、春日井市子ども福祉手当条例第9条第1項の規定により手当の支払を一時差止している者については、当該差止が解除されるまでの間、支給の申込みは行わない。

2 受給者は、前項の申込みを受けたときは、ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金受給拒否の届出書（第1号様式）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、市長が定める期間の経過後速やかに支給を決定し、受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項に規定する届出があったときは、この限りでない。

(給付金の支給)

第5条 給付金の支給は、子ども福祉手当の指定口座への振込により行うものとする。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長が定める期日までに、ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金支給口座登録等の届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 指定口座と異なる口座を指定するとき。
- (2) 指定口座への振込が困難であるとき。

3 前項に規定する届出があった場合は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により給付金を支給するものとする。

- (1) 前項第1号の規定に該当するとき 当該口座への振込
- (2) 前項第2号の規定に該当するとき 窓口で現金交付

(受給者が給付金支給前に死亡した場合の支給)

第6条 受給者が給付金を支給される前に死亡した場合は、市長は、対象児童（対象児童が2以上ある場合にあっては、年長者の児童）に対し、給付金を支給するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に遡って第2条に規定する支給要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月14日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 令和8年3月31日以前に支給した給付金に係る第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金受給拒否の届出書

(宛先) 春日井市長

次のとおりひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金受給拒否について届け出ます。

- 私は、ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 本届出により、ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

第2号様式（第5条関係）

ひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金支給口座登録等の届出書

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

次のとおりひとり親世帯等の子どもの未来応援臨時給付金支給口座登録等について届け出ます。

1 届出者・申請者（子ども福祉手当を受給している方）

（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2 新規振込先指定口座等（子ども福祉手当を受給しているご本人名義の口座に限り ます。）

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

- ア 指定の金融機関口座（1の届出者名義の口座に限ります。）への振込みを希望
【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	普通 当座	（7桁）	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」
(通帳見開き下部に記載) をご記入ください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座開設できない場合等、口座による受け取りが出来ない方のみ
となります。